

物価高騰対策として
ご家庭の水道料金等の「基本料金」を4ヵ月間減免します

ご家庭の利用状況によって支援内容が異なります。対象となる支援内容を確認ください。

減免対象		支援内容(実施期間)	申請
A	上下水道局に水道料金を支払っている一般家庭 ※ マンションなどの共同住宅の水道料金を管理組合等に支払っている場合や水道料金が家賃に含まれている場合は、上下水道局に料金を支払っている管理組合等が減免の対象となります。	水道の基本料金の減免(4ヵ月間)	不要
B	上下水道局に水道料金を支払っていないが、下水道使用料を支払っている	下水道の基本使用料の減免(4ヵ月間)	不要
C	水道料金、下水道使用料を支払っていないが、農業集落排水処理施設使用料を支払っている	農業集落排水処理施設の基本使用料の減免(4ヵ月間)	不要
D	A～Cに該当しない方(井戸水かつ浄化槽またはくみ取り便槽を使用している)	現金給付(3,560円)	要

【マンションなどの共同住宅の管理組合等へのお願い】

支援の効果が公平に還元されるよう、入居者の方へ水道料金等を請求する際は、今回の減免相当分の金額を差し引いて請求するなどの対応をお願いします。

減免対象

A・Bの方:申請不要

実施期間

奇数月検針(西部地区)の方:10月～来年1月請求分を減免
偶数月検針(東部地区)の方:11月～来年2月請求分を減免

減免金額

口径13mm水道:990円×4ヵ月=3,960円
下水道のみ使用:890円×4ヵ月=3,560円
※減免額は口径や使用期間によって異なります。

問い合わせ

上下水道局お客様センター(☎096-381-1118)

西部地区
10月～来年1月

※旧富合町・城南町を含む。



詳しくはこちら↑

東部地区
11月～来年2月

減免対象

Cの方:申請不要

実施期間

10月～来年1月請求分を減免

減免金額

890円×4ヵ月=3,560円

問い合わせ

植木町:北東部農業振興課(☎096-272-1117)
城南町:南農業振興室(☎0964-28-3115)

※A・Bの方で、令和8年熊本地震により住家が準半壊以上の被害を受けた方は、減免期間を調整します。
対象要件については3ページへ。

給付対象 Dの方(A～Cに該当しない方):10月1日～来年1月31日までに申請が必要です

支給金額 3,560円(1世帯につき)
支給時期 来年1月～3月ごろ
問い合わせ 浄化対策課(☎096-328-2366)

※ 申請方法が窓口提出の場合は来年1月29日まで。
※ 7月1日に本市に住民票がある世帯が対象。

詳しくはこちら→

申請方法

① オンライン



上記QRコードから申請
※本人(世帯主)申請のみ。

② 郵送



郵送先
〒860-8601
浄化対策課 宛(住所記載不要)

③ 窓口提出



提出先
・市庁舎7階 浄化対策課
・区役所総務企画課(中央区除く)

申請書類

本人(世帯主)が申請する場合

・申請書

市ホームページからダウンロードまたは市庁舎7階浄化対策課・区役所総務企画課(中央区除く)で配布。
※配布開始時期は、9月下旬予定。

・口座確認書類

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカード等の写し。

代理人が申請する場合、上記に加えて以下の書類の写しを提出ください

法定代理人の場合

・代理権が確認できる書類(登記事項証明書の写し等)

・代理人の本人確認書類※
※マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、パスポート等の顔写真付きのもの1点。

その他の代理人(配偶者、子など)の場合

・申請者(世帯主)本人の本人確認書類※

・代理人の本人確認書類※